

事務連絡  
令和5年10月5日

地連事務局 御中

公益財団法人 全日本弓道連盟  
事務局長 原田茂樹

基本計画部会・検討事項（中高生関連）に関するお願い

平素から事務局の業務にご理解とご指導をいただき厚く御礼申し上げます。

さて標題のこと、本年6月および7月にお知らせしました基本計画部会における検討の報告（全弓連発第5-22、5-27号文書）につきましては、貴地連所属の会員各位にもご周知の上、決定に従いご対応いただいていることと存じます。

全国の中学生・高校生には、大会出場や審査受審の機会も増える時期を迎えますところ、ここに中高生に係る以下の事項については、生徒皆様をはじめ学校関係者に混乱などないよう今一度ご周知と徹底をいただきたいと存じます。

引き続きご対応の程よろしくお願い申し上げます。

記

【基本計画部会・検討事項 中高生関連】

1. 取矢について

- (1) 中高生の大会においては行わなくともよいこととする。
- (2) 審査会においても中高生の式段までは同様とする。

2. 大会ならびに審査会における服装の色について

大会では本連盟競技規則、大会要項等において指定された場合を除き、色については問わない。  
審査会も同様とする。

3. 中高生の審査会の服装について

弓道衣（筒袖、袴、足袋）だけでなく、運動着等でも差し支えない。

以上

本件の問い合わせ先

公益財団法人全日本弓道連盟事務局

TEL : 03-3481-2387

FAX : 03-3481-2398

E-mail : kanri3@kyudo.jp

全弓連発第 5-27 号  
令和 5 年 7 月 24 日

連合会長 各位  
地連会長 各位

公益財団法人全日本弓道連盟  
会長 加藤出  
(公印省略)

### 基本計画部会での検討内容の趣旨について

平素より本連盟の事業に対しまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
令和 5 年 6 月 23 日付全弓連発第 5-22 号「基本計画部会での検討について（報告）」において、ご連絡した内容につきまして、各項目の趣旨等を改めて下記のとおりご説明いたします。  
なお、今回の 4 項目は、体形や骨格などで従来通りの動作・姿勢・所作ができない方の為の対応処置としての方法を示したものや、会員の皆様において新たな経費を発生させないためのものです。また現在のところ、競技規則の規定を変更するものではありません。  
いずれの項目も会員の皆様に寄り添った形の結論になっております。下記に該当しない方は従来通り、お願ひいたします。

#### 記

### 櫛さばきについて

(1) 立射の櫛さばきは行わない。  
(2) 坐射については従来通り本座で行うほかに、入場前に行ってもよい。  
なお、審査会において入場前に櫛をかけても減点の対象とはしない。

#### 【趣旨】

「立射の櫛さばき」をする人は左側の袂が不十分な方が見受けられ、離れて左袂を払い矢が不規則な飛び方をするため危険との面から、取りやめる事としました。

「櫛さばき」は、体形、骨格、肩の痛み等の理由で、どうしてもできない方が無理をして行い、弓や矢を床に落としてしまう方が少なからずいます。弓矢を落としてしまうのが好ましくないのは言うまでもありません。入場前に櫛をかけるというのはそのような問題を回避するための処置です。当然ながら、そのような問題のない方は今まで通りに行ってください。

### 取矢について

(1) 中高生の大会においては行わなくともよいこととする。  
(2) 審査会においても中高生の式段までは同様とする。

本連盟の競技規則では取矢を行うこととしているが、中高生の大会では取矢を行わなくともよいこととする。各大会要項等でその旨を記載して対応し、競技規則の改定は今後検討する。

審査会においても中高生の式段までは取矢の扱いを同様とする。乙矢のさばき方（置き方）等は特に定めない。

### **【趣旨】**

取矢については、経験が少ないジュニア層の人、または部活の道場が狭く、正規の射手間隔が取れない為、取矢なしで練習している部員が、大会でいきなり取矢をした場合に、矢を後方に飛ばしたり、引分けや会で落としまったりすることがあり危ないとの指摘がありました。これも檻さばきと同様、そのような問題のない方は今まで通りに行ってください。しかし取矢に不慣れで危険を伴う可能性がある場合や指の関節等の理由でできない場合は、今までの免除申請無しで取矢をしなくても良いというのが本項目の趣旨で、危険防止の観点からの対応になります。

ただし、国民体育大会は競技規則(第 15 条)の通りですので、本項目に該当する場合でも免除を希望する選手は申請を行ってください。

### **大会ならびに審査会における服装の色について**

大会では本連盟競技規則、大会要項等において指定された場合を除き、色については問わない。  
審査会も同様とする。

### **【趣旨】**

服装の色は、この度高体連で、筒袖と袴の色についてスクールカラー等の色を使用することを認めています。それらの高校生が地連の大会への参加や審査を受審する場合、新しく購入するのでは出費がかさむとの理由から、色は問わないことにしました。尚、大学生も既に独自のカラーの筒袖・袴を使用していますので、高校生と同様に審査会などでは使用しても差し支えないこととしています。

ただし、上記のとおり競技規則(第 21 条)に明記されている大会では規則とおり実施いたします。

### **中高生の審査会の服装について**

弓道衣（筒袖、袴、足袋）だけでなく、運動着等でも差し支えない。

### **【趣旨】**

中高生(中学 1 年生～高校 1 年生頃の生徒)の審査会での服装は、成長期の中高生が、成長を見越した長い袴や成長して短くなった袴を着用するよりは、むしろ運動着等で受審することも認めるのが合理的との理由からの措置です。従いまして、多少サイズが合わなくても弓道衣を着たいと本人が要望している場合は、それを尊重してください。

以上

全弓連発第 5-22 号  
令和 5 年 6 月 23 日

連合会長 各位  
地連会長 各位

公益財団法人全日本弓道連盟  
専務理事 加藤 出

基本計画部会  
部会長 岡崎 廣志

#### 基本計画部会での検討について（報告）

平素より本連盟の事業に対しまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
本連盟基本計画部会において、以下のとおり各事項の取扱いを決定いたしましたのでお知らせいたします。会員各位へご周知いただきますようお願いいたします。

記

#### 櫛さばきについて

- (1) 立射の櫛さばきは行わない。
- (2) 坐射については従来通り本座で行うほかに、入場前に行ってもよい。  
なお、審査会において入場前に櫛をかけても減点の対象とはしない。

#### 取矢について

- (1) 中高生の大会においては行わなくともよいこととする。
- (2) 審査会においても中高生の式段までは同様とする。

本連盟の競技規則では取矢を行うこととしているが、中高生の大会では取矢を行わなくともよいこととする。各大会要項等でその旨を記載して対応し、競技規則の改定は今後検討する。  
審査会においても中高生の式段までは取矢の扱いを同様とする。乙矢のさばき方（置き方）等は特に定めない。

#### 大会ならびに審査会における服装の色について

大会では本連盟競技規則、大会要項等において指定された場合を除き、色については問わない。  
審査会も同様とする。

#### 中高生の審査会の服装について

弓道衣（筒袖、袴、足袋）だけでなく、運動着等でも差し支えない。

※ なお、以上 4 項目は先行してお知らせするもので、当部会では他の事項も検討中です。  
内容が決定次第、隨時お知らせしてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

以上